

3 高齢受給者証の交付について

70歳以上74歳までの方に交付している高齢受給者証の有効期限は、7月31日となっています。8月1日以降に使用する高齢受給者証は、所得判定のうえ7月20日頃に郵送します。ただし、75歳の誕生日を迎える方の高齢受給者証は、誕生日の前日までの有効期限となります。

新たに70歳の誕生日を迎える方には、誕生日の翌月からの該当になりますので誕生月の20日頃に郵送します。(ただし、1日生まれの方は誕生月からの該当になります。)

※自己負担割合は、昨年に引き続き平成22年3月31日まで1割負担に据え置かれます。

4 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について

入院される(された)場合、この認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが一定の限度額までになります。

住民税課税世帯(70歳未満のみ)

- ・医療費のみ窓口負担額が限度額までになります。

住民税非課税世帯(75歳未満)

- ・医療費の窓口負担額が限度額までになり、食事代も減額が受けられます。

※入院のみの適用となり、外来には適用されません。差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請は、印鑑と国民健康保険被保険者証をお持ちになり、本庁市民健康課国保年金班、各総合支所地域市民健康課市民健康班の窓口で行ってください。

なお、既に認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降も必要な方は、7月下旬以降に再度申請が必要となります。

問い合わせ 税務課 市民税班 ☎0978 (72) 1111 内線136・178
市民健康課 国保年金班 ☎0978 (72) 1111 内線112・114

家庭でできる新型インフルエンザ対策 自分や大切な家族を守るために!

1. マスクと食糧の備蓄

外出を避けるため、備蓄(2週間分)を心がけましょう。

2. 外出を控えましょう

流行が始まったら、人ごみへの外出を控えましょう。

3. かかったと思ったら…

いきなり医療機関を受診すると、そこで感染が広がります。

受診する前に国東保健センターまたは保健所に電話で相談しましょう。

(大分県東部保健所国東保健部 ☎0978-72-1127)



問い合わせ 国東保健センター ☎0978-73-2450